

四月二三日 「納税者の権利憲章をつくる会」 (TCフォーラム)の創立総会を開催！

TCフォーラムが正式に発足！

去る四月二三日に東京のお茶の水スクエアで、「納税者の権利憲章をつくる会」(TCフォーラム)の創立総会とTCフォーラムとしての「納税者憲章」納税者権利基本法要綱案および税務行政手続法要綱案の発表とそれに基づくシンポジウムを開催した。

当日は、学者、弁護士、税理士、中小事業者、そして業者団体や労働組合など七一名の参加を得て活発な議論が行われた。

創立総会とそれに続く要綱案の発表とシンポジウムの司会を、益子良一(税理士・全国青年税理士連盟)が担当して進行的した。

なお総会に先立ち開会のあいさつを、呼びかけ人を代表して、福岡大学の石村善治教授(憲法・言論法)が行った。

そのあいさつの中で、我が国で、納税者の権利を保護するためには、「納税者の権利憲章」(「納税者権利基本法」及び「税務行政手続法」)の制定がぜひとも必要であり、そのためにはTCフォーラムが会として発足する意義を述べている。

第一部 総会報告

総会の議長に、村上晴男税理士を選出し、議事に入った。

会則の審議では、原案が「納税者の権利憲章をつくる会」(通称TCフォーラム)となっていたので、この「通称」はとるべきであるとの意見が会場から出され、「通称」はとったほうが良いということとなり、「納税者の権利憲章をつくる会」(TCフォーラム)が正式名称として採択された。

なお、「TCフォーラム」といえば、「納税者の権利憲章をつくる会」と国民の間で認識されるようになれば、この運動も普及したことになるので頑張ろうという意見も出されている。

また会則の目的として、「納税者の権利憲章」の制定が「納税者権利基本法」と「税務行政手続法」の制定だけになっているが、もっと広げて法律制定を考えたらどうだろうという意見も出されたが、この二つの法律を制定させるだけでも多大な努力を必要とするので、当面は原案どおり、この目的でいくことが了承された。

その後、決算及び予算案を、また今後、会を運営していく役員と活動方針について承認されて、創立総会は、無事終了した。

第二部 憲章発表会およびシンポジウム

「納税者権利基本法要綱案」については、日本大学の北野弘久教授が発表し、「税務行政手続法要綱案」については、総括的なことを日弁連事務委員長である鶴見祐策弁護士が、細部にわたる各論的部分については、全国青年税理士連盟会長である辻村祥造税理士が発表した。

これら発表した「要綱案」にもとづき、シンポジウムを行った。

シンポジウムでは、一九九四年四月七日付け朝日新聞で「脱税で無罪判決、地検が控訴断念」という記事にある、被告であった会社役員が参加しており、経験を踏まえて「納税者権利基本法」と「税務行政手続法」の必要性の訴えもあり、会場からその他諸々の立場から、いろいろな意見が出されて活発な討論が行われた。

最後に、シンポジウムをうけて再度「当面の活動方針」を確認し、盛会のうちに終わった。

当面の活動方針

- 一、ニュースを随時発行する。
- 二、シンポジウムを開催する。
- 三、会員の拡大を行う。
- (イ) 個人の会員を五〇〇名に
- (ロ) 団体加入を募る。
- 四、「納税者権利基本法(案)」及び「税務行政手続法(案)」の論議を喚起する。
- 五、政府、各党、各国会議員への要請行動をおこなう。
- 六、地方での運動を推進する。



呼びかけ人を代表して挨拶する
石村善治 福岡大学教授



「要綱案」について発表する 北野弘久 日本大学教授

